

「ふくしまポータル」プロモーション業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

「ふくしまポータル」プロモーション業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

令和6年3月にサービスを開始した「ふくしまポータル」は、ユーザーが居住地や興味・関心を登録することで、自分にぴったりのサービスを受け取ることができるポータルサービスである。現在、行政手続オンライン申請サービス、防災アプリ、すくすくひろば、ふくしま公共交通デジタルマップと連携しているが、今後さらにサービスを拡大させ、連携市町村数もまた増加させていく見込みである。令和7年9月頃にはふくしまファンクラブと連携を行う見込みである。

この「ふくしまポータル」について、効果的な各種広報・プロモーション業務を実施することを通じて、利用者として見込まれる福島県民や関係人口に対してサービスの認知を向上させ、アプリダウンロードを促進することを目的とする。

ふくしまポータル紹介ページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/f-portal-open.html>

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

2の目的に合致する効果的なプロモーションを、以下の組み合わせ等により提案・実施すること。アプリダウンロードの令和7年度末目標値26万を目指し、最大の成果をあげられるよう、効果的で実効性のあるプランを企画すること。

(1) プレゼントキャンペーンの企画・運営

アプリのダウンロード等をしているユーザーを対象に、抽選で景品を提供するキャンペーンを企画・実施すること。以下の業務を行うこと。

ア 景品の選定及び応募受付

ダウンロードを促進する効果的な景品を提案し、県と調整のうえ選定すること。応募方法等を検討・実施すること。

なお、県では抽選景品として県産品等を、また応募者全員にデジタルギフトを送付することを想定している。（デジタルギフトの例として、LINEスタンプ、LINEポイントやコンビニクーポン、オリジナル壁紙や動画など。効果的と思われるもの、組み合

わせの提案をお願いしたい。)

イ 問い合わせ対応

キャンペーン期間中、キャンペーン事務局としてユーザーからの問い合わせに応じること。対応は平日の午前9時から午後5時までとする。

ウ デジタルギフトの制作

県の公式キャラクター（キビタン、べこ太郎等）を使用したデジタルギフトを景品とすることとなった場合には、この制作を行うこと。

エ 抽選及び景品の発送

応募期間は12月までとし、1月に抽選を行い、当選者リストを取りまとめ、県に報告すること。景品の購入、調達、梱包、発送を実施すること。

(2) Web ページの制作・管理

本キャンペーン専用の Web ページを制作し、運営・管理を行うこと。キャンペーンページには応募フォームを含み、アプリの画面キャプチャーを添付させるなど、ユーザーの応募資格（アプリのダウンロード等をしていること）を確認する機能を付与すること。

(3) チラシ・ポスター制作・発送

アプリについて、またキャンペーン内容について訴求するチラシ及びポスターを制作し、発送すること。掲示する場所ごとに効果的なデザインとなるように工夫すること。発送先は携帯キャリアショップや県内屋内遊び場等、県が指定するものとするが、効果的な配布方について提案があれば行うこと。

(4) インターネット広告等によるプロモーション

インターネット広告等を通年で実施すること。広告媒体（インターネット（ディスプレイ広告や検索連動型広告、SNS 広告など）、新聞、テレビ、バス等への掲示など）は組み合わせも含め最適と考えられるものを提案すること。ただし、県において、昨年度と同様のテレビ、ラジオなどの CM を実施する予定ではある。また広告バナー等の広告素材の制作を行うこと。キャンペーン中のランディングページは(2)のキャンペーンページとする。

(5) 分析・効果測定

キャンペーン開始後は、月に1回以上、各施策の状況を取りまとめて県へ報告するとともに、分析を踏まえた運用の改善等について提案・実施すること。

5 実績報告等

本業務を完了したときは、委託業務完了届を提出するとともに、次の成果品を納品すること。

(1) 実績報告書

(2) その他関係資料一式

(3) 本業務にて作成した成果品に係る電子データ一式

6 その他

- ・本業務の実施に際しては、福島県の指示に従うこととし、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については、福島県と協議の上決定するものとする。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律及び、福島県個人情報保護条例を遵守するとともに、業務上知り得た内容について、第三者に漏洩しないこと。
- ・契約期間終了時、福島県より提供された資料・データのうち消去要と記載するものについては確実に消去すること。また、受注者は発注者に「データ消去作業報告書」を提出すること。